

移住施策に係る条例改正への意見を募集

- 京都府では、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」の見直しについて検討を行っています。
- 同条例の一部改正の骨子案について、パブリック・コメントを実施しますので、周知をお願いします。

1 募集案件

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）

2 募集期間

令和8年10月6日（火曜日）から令和8年10月26日（月曜日）まで

3 提出方法

- ・ 「条例改正について」と明記の上、郵便、ファックス、電子メール、意見提出フォームのいずれかの方法で「京都府総合政策環境部地域政策室 北部係」宛てにお送りください。（様式自由、電話提出不可）
- ・ 提出された御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、氏名、住所、電話番号も御記入願います。（提出された方への問合せのみに使用し、公表はいたしません。）

（1）郵送：〒602-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）

京都府総合政策環境部地域政策室 北部係 ※10月26日必着

（2）ファックス：075-414-4389

（3）電子メール：chiikiseisaku@pref.kyoto.lg.jp

（4）意見提出フォーム（京都府・市町村共同電子申請システム）：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=3162

4 資料閲覧・配布場所

総合政策環境部地域政策室、府政情報センター、各広域振興局（府政情報コーナー）、府税事務所、京都学・歴彩館、消費生活安全センターで一部改正（骨子案）に係る資料を配架・配布しています。

※資料は京都府ホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/news/ijujorei-pabukome.html>

5 その他

お寄せいただいた御意見につきましては、これに対する京都府の考え方を京都府ホームページ等で公表します。

【本報道発表に関するお問合せ】

総合政策環境部地域政策室長

企画参事（北部担当）

吉田

大野

TEL 075-414-4380

TEL 075-414-4527



京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）に対する御意見をお寄せください。

京都府では、京都府移住促進条例改正等検討委員会を設置し、外部の有識者等も交えて、移住に関する条例のあり方を検討しているところですが、この度、京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）をとりまとめましたので、府民のみなさまからの御意見や御提案を募集します。

お寄せいただいた御意見等につきましては、これに対する京都府の考え方を整理した上で公表いたします。

なお、個々の御意見への直接の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承ください。

1 募集期間

令和8年10月6日（火曜日）から10月26日（月曜日）まで

2 御意見の送付方法

- ・ 「条例改正について」と明記の上、郵便、ファックス、電子メール、意見提出フォーム（京都府・市町村共同電子申請システム）のいずれかの方法で「京都府総合政策環境部地域政策室 北部係」宛てにお送りください。（様式は自由です。）
- ・ 提出された御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、氏名、住所、電話番号も御記入願います。
（提出された方への問合せのみに使用し、公表はいたしません。）
- ・ なお、恐れ入りますが、電話による御意見提出は、御遠慮いただきますようお願いいたします。

（1）郵送の場合

〒602-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）
京都府総合政策環境部地域政策室 北部係

（2）ファックスの場合

ファックス番号：075-414-4389

（3）電子メールの場合

アドレス：chiikiseisaku@pref.kyoto.lg.jp

（4）意見提出フォーム（京都府・市町村共同電子申請システム）の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=3162

3 意見募集案件

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）

*公表資料は、京都府ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/news/ijujorei-pabukome.html>

4 問い合わせ先

京都府総合政策環境部地域政策室 北部係
電話番号：075-414-5742

5 その他関連情報

関連する会議の開催状況は以下のとおりです。

*いずれも、開催結果は京都府ホームページで公表しています。

- ・ 京都府移住促進条例改正等検討委員会

令和8年3月11日、7月24日

<https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/chiikise-01/index.html>

- ・ 現行条例

<https://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/ijujorei.html>

■様式は自由ですが、よろしければこの用紙をお使いください。

FAX 番号： 0 7 5 - 4 1 4 - 4 3 8 9

郵 送：〒 6 0 2 - 8 5 7 0 京都府総合政策環境部地域政策室 北部係
(住所記載不要)

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）への御意見記入用紙

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）に対する御意見や御感想、御提案などを自由に御記入ください。

なお、電話での御意見の提出等には応じかねますのであらかじめ御了承願います。

また、差し支えなければ、御指摘の箇所を的確に把握するため、一部改正（骨子案）の何ページ・何行目の記載に対する御意見等かを御記入ください。

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）
() ページ、() 行目の
() について

差し支えなければ、住所、氏名、電話番号も御記入ください。

住所	〒		
氏名		電話番号	

※募集期間：令和8年10月6日（火）から10月26日（月）まで

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）について

1 改正の背景・目的

- 京都府では、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、市町村、関係機関等と連携しながら、空家の活用等による移住の促進や、移住者等が地域で活躍できる環境づくりを進めてきました。
- 現在、人口減少や少子高齢化の進行により、地域の担い手不足や空家の増加など、地域を取り巻く課題は一層深刻化しています。
- こうした課題に対応するためには、移住者の受入れを引き続き進めるとともに、地域と関わろうとする地域外の人材（以下、関係人口という。）が継続して地域と関わり、地域課題の解決に寄与する仕組みづくりが重要です。
- このため、地域ごとの課題や魅力を明確にし、関係人口と地域との継続的な関係を構築・強化することにより、地域の活性化を図るため、条例の一部を改正することとします。
- また、今後も本条例に基づく取組を継続するため、条例の有効期間を5年間延長することとします。

2 主な改正内容

（1）基本理念

「府内の地域の課題や魅力の明確化と、その情報発信等を通じた関係人口と地域との継続的な関係の構築・強化を図ること」を追加します。

（2）移住促進特別区域制度の見直し

①名称の変更及び区域指定要件の追加

人口減少地域にあって、市町村長の申出に基づき知事が指定する「移住促進特別区域」を、「移住者等受入促進特別区域」に改めるとともに、「関係人口との協働による地域活性化に取り組む区域」を対象とするため、指定要件を見直します。

なお、「移住促進特別区域」として指定済の区域については、改めて指定を申し出なくても、「移住者等受入促進特別区域」とみなし指定することとします。

②京都府の支援措置

京都府として、「移住者等受入促進特別区域」内において、引き続き、次に掲げる支援措置を講じることとします。

- ・ 移住促進に取り組む区域において、空家バンクに登録された空家を移住者が居住用として取得する場合の不動産取得税の税率軽減（軽減率2分の1）
- ・ 上記登録空家の改修等に要する経費に対する、京都府予算の範囲内での補助金交付 等

(3) 移住者受入・活躍応援計画制度の見直し

①名称の変更及び計画記載内容の追加

上記(2)の区域内において市町村が策定する「移住者受入・活躍応援計画」を「移住者等受入・活躍応援計画」に改めるとともに、当該計画で定める「移住者等の就業の機会の創出に資する事業」を「移住者等の就業の機会の創出又は関係人口と協働する機会の整備に資する事業」に改めます。

②京都府の支援措置

上記(2)の区域の指定要件で追加された「関係人口との協働による地域活性化に取り組む区域」においても、既存の区域と同様に、以下の支援を実施します。

- ・ 計画に基づく関係人口との協働や活躍の場づくりを行う市町村に対する支援
- ・ 計画に定めたテーマに沿って、仕事や活躍の場づくりを行うために登録空家を取得した事業者への不動産取得税の税率軽減

(4) その他の施策

京都府として、「移住者等受入促進特別区域」等への移住を促進するとともに、移住者等が活躍できる地域づくりを推進するため、改正後も引き続き、市町村と連携しながら、移住相談窓口等の移住関連の情報提供等に取り組んでまいります。

3 今後の予定等

(1) 改正時期

令和8年 9月京都府議会	骨子案の報告 パブリックコメントの実施
令和8年12月京都府議会	改正案の提案

(2) 施行時期

令和9年4月1日施行(予定)